

令和2年度事業計画

1 男女平等参画促進事業

わが国ではこれまでに経験したことのない少子高齢社会を迎えており、男女平等参画の必要性がますます高まっていることから、当協会では、令和2年度においても、北海道において一人ひとりの能力や個性が発揮され、ゆとりある暮らしの実現や様々な分野への社会参加の促進に向けて、男女平等参画の推進に資する事業展開を図る。

1 えるのす連続講座～女性大学～

本講座は、社会経済情勢の変化に対応し、男女平等参画を柱としながら、女性の社会参画に対する視座の広がりにも資するよう、幅広い分野にわたって開催する。

- ・ 講座概要：各期とも10講座、週1講座（原則毎週火曜日・2時間）
- ・ 講座内容：男女平等参画、社会、経済、福祉、健康など
- ・ 講師：大学教授、学識経験者など

	日 程	定 員	会 場
第1期	5月26日～8月4日	200人	4階大会議室
第2期	9月30日～12月1日	140人	8階820研修室

2 えるのす参画講演会

当協会の講師リスト（予め協力依頼）に登載している講師等により、道内各地域で地域の活動団体等と共催で講演会等を開催するとともに、女性プラザ祭に有識者による講演会を開催し、男女平等参画に関する道民意識の高揚を図る。

- ・ 道内各地域開催分の募集開始時期：4月

開 催 地	実 施 時 期	摘 要
札幌市以外の道内5地域	共催団体と協議	
札幌市	11月	・ 女性プラザ祭

3 男女平等参画関係法律相談

配偶者暴力やセクハラなど男女平等参画に関する法律相談のニーズに対応するため、札幌市を除く道内の6地域で弁護士による法律相談を実施する。

- ・ 実施地域：室蘭市、函館市、旭川市、北見市、帯広市、釧路市
- ・ 実施時期：7月～10月

II 女性プラザ運営管理事業

指定管理者として、道立女性プラザの管理運営を行う（令和2年度～6年度）。

管理運営に当たっては、女性プラザの利便性や機能を十分活用し、適時催しを開催するなど、道民に気軽に訪れていただく機会を増やすとともに、唯一の道立男女平等参画施設として、全道的なネットワークを生かし、道内各地域から女性プラザの機能が活用できるよう取組を進める。

1 情報提供事業

(1) 情報提供フロアの利用促進

- ・ 図書、ビデオ等の充実：運営協議会や利用者の意見の反映
- ・ 国、都道府県、市町村、大学等の資料の充実

(2) ホームページの充実等

- ・ 提供コンテンツやお知らせ情報の充実、フェイスブックの活用
- ・ メールマガジンの発行

(3) その他

- ・ 機関誌「えるのす」の発行（4月、1月）
- ・ 交流フロアの活用：パネル展、記念日等における関連資料等の展示、他都府県等における男女平等参画に関する取組の展示、図書の紹介

2 交流・研修事業

女性プラザ祭2020、男女共同参画週間の協賛事業、他団体との連携事業、男性を対象とした事業を実施するとともに、交流フロアでイベントを開催するなど、多彩な取組を進める。

(1) 男女共同参画週間事業

○ 講演会

- ・ 開催日程：6月23日（火）
- ・ 開催場所：かでの2・7大会議室

○ パネル展 期間中展示（6月23日～29日）

(2) 女性プラザ祭2020

○ 開催概要

- ・ 開催時期：11月6日（金）～14日（土）
- ・ 開催場所：かでの2・7（1階ホール、6階会議室、交流フロア）

○ 女も男もワイワイセッション

各地域の団体による事例発表やセッションを通じて、相互交流や共通課題に対する認識を深める。（2・3団体）

- ・ 開催日程：11月12日（木）

- 講演会 : 男女平等参画等に関する講演
 - ・開催日程 : 11月12日(木)
- 他団体との連携事業
 - ・女性セミナー
 - ・女性のスキルアップに関する講演等
- 交流フロアを活用したイベント
 - ・男女平等参画に関するパネル展
 - ・DVD上映会 : 11月10日(火)
 - ・地域の素材を生かした加工食品の即売会 : 11月12日(木)

(3) 他団体連携事業

- 実施の考え方

団体相互のネットワークを活用するなかで、他団体と連携して多角的な事業を実施する。

 - ・連携先 : 関連分野の団体、行政機関、団体、大学、NPO等
 - ・事業内容 : 事業のPR、支援協力(会場・講師の提供、紹介・派遣等)
 - ・女性の健康、起業促進などに関するセミナー
 - ・ワークライフバランス、海外の男女平等参画に関する講座
 - ・ドメスティックバイオレンスやデートDVなどに関するセミナー
 - ・市町村や男女平等参画関連施設との連携による講演会等
 - ・講座DVDの貸出しによる講演会等の開催支援
 - ・子育て関連のセミナーやイベント
- 今年度の実施予定
 - ・女性プラザ祭開催時を含め7回程度開催予定

(4) 男性参画講座

- 実施の考え方

男性の育児参加など、今日的な課題に対応して、男性を対象にした講座を実施する。

 - ・事業内容 : 講座のほか、フロアや調理室を活用した研修等を実施
 - ・男性の子育て等に関する講座、セミナー、研修(イクメン)
 - ・男性の介護に関する講座、セミナー、研修(ケアメン)
 - ・男性の地域活動や家事への参加に関する講座、セミナー(イキメン)
- 今年度の実施予定
 - ・男性の介護に関する講座、セミナー、交流会を実施

(5) 交流フロア活用イベント

○ 実施の考え方

様々なライフステージに応じた女性のエンパワーメントに資するよう、起業や子育てをはじめ、文化、健康づくりなどをテーマとした女性の自主的な活動の利用に供するほか、必要に応じて資材の提供、講師の斡旋などを行い、これらの活動を支援する（情報提供フロアの活用も併せて検討）。

- ・DVD上映会　・ミニコンサート　・読み聞かせ　・絵画・写真展
- ・健康づくり（体操・ダンスの指導・実践）
- ・地域団体等による活動状況の展示・交流やPRなど

○ 今年度の実施予定

- ・女性プラザ祭：パネル展、DVD上映会、即売会
- ・男女共同参画週間：パネル展を実施
- ・カルチャーナイト協賛事業
- ・その他、他のイベント開催時を含め2回程度実施

(6) 道内活動団体とのネットワークづくり

- ・プラザサポーター登録団体の拡充（現在42団体）
- ・メールマガジンの発行（年6回程度）

3 調査研究事業

- ・家事・育児の役割分担に関するアンケート調査
- ・道内市町村の男女共同参画施設に係る事業実施状況等調査

4 相談事業

(1) 女性のための法律相談

女性の抱える問題に法律面から対応するため、女性の弁護士による「女性のための相談室」を年24回開設

○ 実施概要

- ・相談方法：予約制による面談（一人30分）
- ・実施日：毎月第2・4水曜日（13時15分～15時45分）
ただし、8月の第2水曜日は第1水曜日に、12月の第4水曜日は第3水曜日に振り替える。
- ・場相談所：打合せ室
- ・相談員：弁護士13名（予定）

浅松千寿、上岡由紀子、小林由紀、多田絵理子、中込律子、成田教子、橋本佐和子、万字香苗、八代真由美、安田英里佳、山口千日、山田暁子、山田佳以（五十音順）

(2) 北海道女性の活躍支援センター

女性の活躍推進に係る総合相談支援窓口として「北海道女性の活躍支援センター」を運営する。

① 総合相談

女性のライフステージにおける様々な悩みや疑問について、支援制度に精通し、幅広い知識・経験を有する支援員が相談に応じる。

・ 時 間

[月・火・木・金] 10時～16時 [水・土] 10時～13時

・ 方 法

面談、電話、メール、ファックス

② 専門相談

起業をはじめ子育てや介護に関する専門的な知識・経験を有する者（以下「専門家相談員」という）が、面接や電話で相談に応じる。

・ 日 時

支援員が申込に応じて、専門家相談員と相談日時を調整

・ 方 法

予約による面談又は電話

③ メンター相談

メンター登録リストに登録されたメンターの「生き方」や「働き方」、「知識・経験」などに関心のある方々からの相談に応じる。

・ 日 時

支援員が申込に応じて、メンターと連絡調整

・ 方 法

メールによる相談・回答（原則）

5 その他

(1) 運営協議会

女性の実践的活動拠点としての女性プラザの充実強化を図るため、利用者や有識者などで構成する運営協議会において広く意見を聴き、利用しやすい施設づくりに努める。（9月、3月）

(2) 連携施設に係る利用促進検討会及び利用促進事業

道民活動センタービル内の道立生涯学習推進センター、道立市民活動促進センター及び道立女性プラザ（この項において「連携施設」という。）及び北海道所管部局で構成する利用促進検討会において、利用者の利便性の向上に資するための方策を検討するとともに、連携施設の共催により各施設の認知度向上と利用促進を目的とした合同イベントなどの利用促進事業を開催する。